

スポーツ基本計画における ドーピング防止活動の位置づけについて

2011年10月7日
(公財) 日本アンチ・ドーピング機構
専務理事・事務局長 浅川 伸

現状確認

～政府及びスポーツ界における位置づけ～

スポーツ基本法関連条項

- 第二条8項（基本理念）

スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

- 第二十九条（ドーピング防止活動の推進）

国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

UNESCOスポーツにおける ドーピングの防止に関する国際規約

- UNESCOが策定した「ドーピング防止活動に関して国(政府)の主体的な活動への参画及び政策実施を取り決めた国際規約(条約)」
- 2007年2月発効
- 日本をはじめ世界160カ国が締約(2011年9月末時点)
- 締約国政府にドーピング検査、教育啓発活動等の実施を要請
- 2007年5月 文科省ガイドライン施行
- (公財)日本アンチ・ドーピング機構への事業委託

国際的活動

【政府】世界ドーピング防止機構常任理事国
奥村文部科学副大臣(アジア地域代表常任理事)

【JADA】Association of National Anti-Doping Organizations
(ANADO)アジア地域代表理事

- アジア地域のドーピング検査体制整備(文科省委託事業)
 - 第1回ユースオリンピックへのドーピング検査体制整備支援(検査員養成/運営管理)
 - 北京五輪、バンクーバー五輪へのJADA職員派遣(教育啓発・検査)
 - ワールドゲームズ(高雄)への検査員派遣
 - アジアオリンピック評議会(OCA)オフィシャルイベントへの検査員派遣
- 日本、中国、韓国間でのドーピング防止フォーラム立ち上げ

政府とスポーツ界の”好循環”の連携により
アジアでのリーディングポジション確立

スポーツ基本計画において 考慮して頂きたい事項

1. 国際的プレゼンスの維持向上

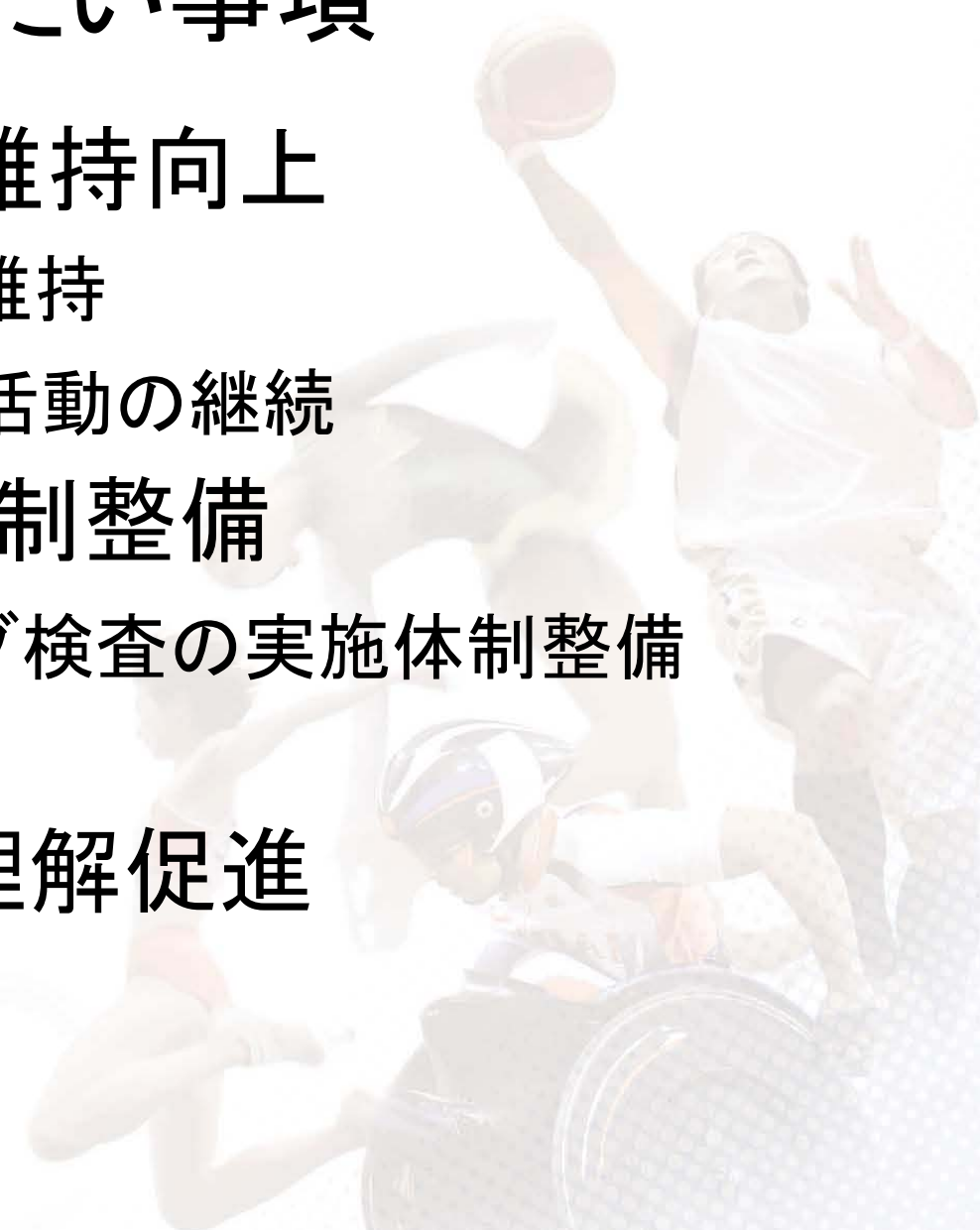
- ① WADA常任理事ポストの維持
- ② アジア地域へのサポート活動の継続

2. ドーピング検査実施体制整備

- ① 血液採取によるドーピング検査の実施体制整備
- ② 捜査権の行使

3. 活動の普及と国民の理解促進

- ① 社会意識調査等の実施
- ② 教育啓発活動の推進



世界ドーピング防止プログラム



WADA (World Anti-Doping Agency)

- ・ドーピング防止活動の国際的統括組織
- ・設立：1999年11月
- ・本部：モントリオール(カナダ)
- ・IOCを中心とする “スポーツ界” と “世界各国政府” が
50:50の比率による貢献(人・資金)により運営

WADA code

- ・スポーツ界の統一規則
- ・2003年3月発効
- ・2009年1月改訂

国際的プレゼンスの維持向上

- アジア地域代表常任理事：奥村文部科学副大臣
 - － 行政とスポーツ界との連携・協調
- アジア地域代表常任理事国としての活動継続
 - － アジア地域の検査実施体制整備支援（人的/財政的）
 - － アジア地域のスポーツの健全化に対するサポート

- IOC委員を兼務する理事が数多く存在する組織において我が国のスポーツに対する姿勢をアピール
- アジア地域のみならず、国際社会におけるプレゼンスの強化・向上が期待される
- WADA、アジア地域への積極的な関与継続が必要

ドーピング検査実施体制整備①

- 血液採取によるドーピング検査の実施
 - 現行法との整合性確認作業進行中（文科省委託事業）
 - 必要に応じて法的整備の実施
 - WADAポリシーにより、各国のドーピング検査実績のうち10%相当分を血液採取に移行するよう要請
（現状では、血液採取は未実施であり、早期実施が必要）

ドーピング検査実施体制整備②

- 捜査権の行使

- 国際オリンピック委員会 (IOC) が、オリンピック競技大会招致都市 (国) に対して、ドーピング防止活動における捜査権の行使が可能となる体制整備を要請
- IOC側の要請事項の範囲が不明瞭な点があるものの、国内のドーピング防止活動の権限拡大の検討が必要

ドーピング検査実施体制整備 【まとめ】

- ドーピング検査実施体制の整備状況がオリンピック競技会等の招致活動における重要審査項目となっている
- オリンピック等のメジャーイベント招致成功のためには、国際的な要請事項を踏まえてのドーピング防止活動の推進が必要
- 国際的な要請事項達成のため、ドーピング防止活動推進に立法措置が必要と判断された場合、早急なる対応を進める必要がある

活動の普及と国民理解の促進

- 第二条（基本理念） 第8項

スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピング防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

活動の普及と国民理解の促進

- **競技者、指導者、社会一般の意識調査の実施**
 - ドーピング防止活動のみならず、スポーツ全般に係る視点から意識調査を継続的に実施し、政策の立案に反映させる体制の整備
- **ドーピング防止教育啓発の推進**
 - スポーツの多面的な価値を認識させ、ロールモデルとしての競技者の社会的位置づけを認識させる活動の拡充

活動の普及と国民理解の促進

- 平成19年度以降文科省委託事業として実施されている教育啓発事業の継続及び拡充が必要

PLAY **T**RUE

PLAY **F**AIR

PLAY **C**LEAN

